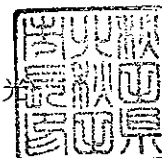


北秋田市公告第 127 号

北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等長期包括的運転維持管理業務委託に係る発注支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 28 年 7 月 1 日

北秋田市長 津谷 永光



1 業務概要

(1) 業務の名称

北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等長期包括的運転維持管理業務委託に係る発注支援業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日の翌日から平成 29 年 3 月 30 日

(4) 業務等の規模

本業務の委託料は、9,457 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 委託契約

本プロポーザルにより選定された者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行う。

2 業務の詳細な説明

業務の内容及び公募型プロポーザル審査に関する説明は、「北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等長期包括的維持管理業務委託に係る発注支援業務公募型プロポーザル実施要領」及び「仕様書」による。

3 参加資格要件

本提案への参加予定者は、以下の条件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申出がなされていないこと。

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第19条の規定に基づく法人の破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者及び参加表明の日から前6月以内に手形もしくは小切手の不渡りがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその他団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていない者であること。
- ⑥ 参加時点において、北秋田市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する資格者名簿の建設コンサルタント（廃棄物）に登録されていること。
- ⑦ 公告の日から特定通知の日までの期間に北秋田市及び秋田県において指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 過去10年間（平成18年4月1日から平成28年3月31日）に、地方公共団体が発注した同種又は類似業務のいずれかを元請として受託し、完了した実績を有していること。

【同種業務】 一般廃棄物処理施設の長期包括的運転維持管理業務に係る事業者選定等業務

【類似業務】 一般廃棄物処理施設の整備（工事）等に係る事業者選定等業務
一般廃棄物処理施設の整備に係る調査・計画業務

4 技術者要件

本業務においては、管理技術者、照査技術者をそれぞれ1名、担当技術者を1名以上配置することとし、配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

- ① 管理技術者は、同種業務の実績を有するものであること。
- ② 管理技術者は、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものを1名配置すること。
- ③ 照査技術者は、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】又は【RCCM（廃棄物部門）】の資格を有するものを1名配置すること。
- ④ 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

5 技術提案書を特定するための審査・選定

技術提案書を特定するための審査は、参加表明書、技術提案書等の内容について、別添「評価シート」に基づき、北秋田市プロポーザル方式等による事業者選定実施要綱第8条による選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価し、評点の高いものから受託候補者及び次点者各1名を選定する。

なお、同一の得点が2者以上となった場合は、提案見積書の金額が低い者を上位とする。

審査結果については、参加者全員に文書で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ、審査請求は受理しない。

6 日程

プロポーザルによる選定における日程は次のとおりとする。（なお、日程は都合により変更する場合がある。）

項 目	日 程
公告日	平成 28 年 7 月 1 日（金）
質問受付期限	平成 28 年 7 月 11 日（月）
質問に対する回答日	平成 28 年 7 月 20 日（水）
参加表明等の提出期限	平成 28 年 7 月 26 日（火）
参加資格審査結果の連絡	平成 28 年 7 月 29 日（金）
技術提案書等の提出期限	平成 28 年 8 月 12 日（金）
受託候補者の決定及び審査結果通知（発送）	平成 28 年 9 月 6 日（火）

7 公募型プロポーザルに関する手続き等

(1) 実施要領等の配布方法

応募者は、実施要領等を当市のホームページからダウンロードすること。

アドレス：<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成 28 年 7 月 26 日（火） 午後 5 時 必着

イ 提出場所 北秋田市市民生活部生活課 環境係

ウ 提出方法 持参、郵送（配達記録）又は宅配便とする。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。郵送又は宅配便による提出は、提出期限までに届いたもののみ受け付ける。提出期限後に到着したものは受け付けない。

エ 提出部数 3 部

オ 提出書類

- ・参加表明書 (様式 1)
- ・企業概要 (様式 2)
- ・業務実績表 (様式 3)
- ・業務実施体制表 (様式 4)
- ・配置予定管理技術者等の経歴 (様式 5)

カ 参加表明についての質問の受付及び回答

・受付期限 平成 28 年 7 月 11 日（月） 午後 5 時 必着

・提出方法 質問書（別添）により作成し、電子メールで提出すること。

・ 回答日及び回答方法

平成 28 年 7 月 20 日（水）午後 5 時までに北秋田市ホームページに質疑応答の内容を掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

（3）担当部課

〒018-3392

北秋田市花園町 19 番 1 号

北秋田市市民生活部生活課環境係

Tel:0186-62-1110 Fax:0186-62-2880

E-mail : kankyo@city.kitaakita.akita.jp